

埼玉県災害時連携病院設置運営要綱

1 目的

この要綱は、災害時における傷病者の適切な医療を確保するため、災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定化した重症患者等の受入れ等の役割を担う医療機関を、埼玉県災害時連携病院（以下「連携病院」という。）として設置及び運営するために必要な事項を定める。

2 設置運営主体

連携病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県知事（以下「知事」という。）
- (2) 連携病院の長

3 指定及び指定申請

- (1) 知事は、別紙1「埼玉県災害時連携病院の指定要件について」に基づき、連携病院の指定及び指定の解除を行う。
- (2) 連携病院の指定の申請をする者は、「埼玉県災害時連携病院の指定申請について」（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、別紙1「埼玉県災害時連携病院の指定要件について」に掲げる指定要件等に適合するかどうか審査し、申請のあった医療機関のある二次保健医療圏を所管する保健所長へ意見照会を行い、地域災害保健医療調整会議において協議する。

知事は、保健所長から提出のあった協議結果を添えて、埼玉県地域保健医療計画推進協議会災害時医療部会に諮問し、その結果を踏まえ申請のあった医療機関を連携病院に指定するものとする。

4 活動及び現況の報告

連携病院の長は、前年度の活動及び現況について確認し（原則として4月1日時点）、別に定める方法により知事に報告し、確認を受けなければならない。

5 指定の解除

- (1) 知事は、指定した連携病院が要件に適合しているかどうか毎年確認し、別紙1「埼玉県災害時連携病院の指定要件について」に掲げる要件等を満たさなくなったと認められる場合又は連携病院の長から申出があった場合には、連携病院の指定の解除を行うことができる。
- (2) 知事は、指定した連携病院が災害拠点病院の指定を受けた場合、速やかに連携病院の指定の解除を行う。

6 災害時連携病院に対する補助

知事は、連携病院の長に対し、衛星携帯電話並びにその他の衛星通信装置の導入費用及び災害拠点病院等との定期的な連携訓練の実施に係る費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

7 その他

この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と連携病院の長が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

別紙 1

埼玉県災害時連携病院の指定要件について

埼玉県災害時連携病院の指定に関する要件は、次のとおりとする。

1 埼玉県災害時連携病院について

災害拠点病院のある二次保健医療圏においては、災害拠点病院と連携し中等症患者や容態の安定化した重症患者の受入ができること。

災害拠点病院のない二次保健医療圏においては、他の医療機関と連携しながら重症患者に対応するとともに、中等症患者や容態の安定化した重症患者の受入ができること。

2 災害時連携病院の指定に当たっては、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 運営体制

ア 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。（災害時の医療について相当の知識及び経験を有すること。）

イ 被災想定や連携する災害拠点病院の災害時の患者受入能力等、地域の実情に応じた患者受入体制の充実に努めること。

ウ 埼玉地域DMAT（以下「地域DMAT」という。）を1チーム保有していること。

エ 災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。

オ 第二次救急医療機関であること。

カ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）を整備していること。

キ 整備された業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

ク 地域の災害拠点病院等との定期的な連携訓練を実施すること。

(2) 施設及び設備

<施設>

ア 病棟や診療棟等、救急診療に必要な部門を設けること。（中等症程度の外傷患者に対応できる施設を有すること。）

イ 災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましいこと。

ウ 診療機能を有する施設及び医療機関としての機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましいこと。

エ 災害時に医療機関としての機能を維持するため自家発電機等を保有していること。

オ 自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検

討することが望ましいこと。

カ 平時より医療機関としての基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。

キ 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

<設備>

ク 衛星電話などの、衛星通信を用いた通信手段を保有していること。

ケ 災害時における通信手段を保有していることが望ましいこと。

コ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。（事前に複数の入力担当者を定め、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行っておくこと。）

サ 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有することが望ましいこと。

シ 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有することが望ましいこと。

ス トリアージ・タグを有すること。

(3) その他

ア 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。

イ 備蓄については、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましいこと。

ウ 食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくことが望ましいこと。

エ 地域DMATや医療チームの派遣に必要な車両を有することが望ましいこと。